

身体障害者診断書・意見書

総括表			(障害用)		
氏名	年 月 日生	男 女			
住 所					
①障害名（部位を明記）					
②原因となった 疾病・外傷名		交通事故・労災事故・その他の事故・戦傷 疾病・先天性・その他（ ）			
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日 ・ 場所					
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日					
⑤総合所見					
[将来再認定 要・不要] (再認定の時期 年 月)					
⑥その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて次の意見を付す。 年 月 日					
病院又は診療所の名称 所 在 地 診 療 担 当 科 名 科 医師氏名 印					
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ 級相当） ・該当しない					
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書及び意見書を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、北海道社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。					

脳原性運動機能障害用

(該当するものを○印で囲むこと。)

1 上肢機能障害

(1) 両上肢機能障害
(ひも結びテスト結果)

1 度目の1分間 _____本

2 度目の1分間 _____本

3 度目の1分間 _____本

4 度目の1分間 _____本

5 度目の1分間 _____本

計 _____本

(2) 一上肢機能障害
(5動作の能力テスト結果)

ア 封筒をはさみで切る時に固定する。 (可能・不可能)

イ 財布からコインを出す。 (可能・不可能)

ウ 傘を差す。 (可能・不可能)

エ 健側のつめを切る。 (可能・不可能)

オ 健側のそで口のボタンを留める。 (可能・不可能)

2 移動機能障害
(下肢・体幹機能評価結果)

ア 伝い歩きをする。 (可能・不可能)

イ 支持なしで立位を保持し、その後10メートル歩行する。 (可能・不可能)

ウ いすから立ち上がり10メートル歩行し、
再びいすに座る。 _____秒 (可能・不可能)

エ 50センチメートル幅の範囲内を直線歩行する。 (可能・不可能)

オ 足を開き、しゃがみ込んで再び立ち上がる。 (可能・不可能)

(注意) この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類の症状を呈する者で、肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

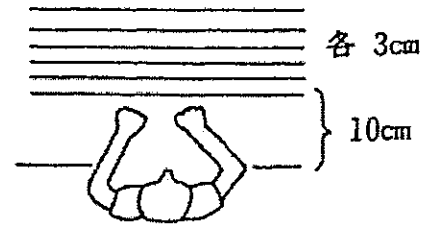
(備考) 上肢機能テストの具体的方法

(1) ひも結びテスト
事務用とじひも（おおむね43センチメートル規格のもの）を使用する。

ア とじひもを机の上、被験者前方に図のように置き並べる。

イ 被験者は手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひと結びする。

- 注1 上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。
2 手を机上に浮かして結ぶこと。



ウ 結び目の位置は問わない。

エ ひもが落ちたり、位置から外れたときは検査担当者が戻す。

オ ひもは検査担当者が随時補充する。

カ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。

(2) 5動作の能力テスト

ア 封筒をはさみで切るときに固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。

患手を健手で持って封筒の上に乗せてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。

イ 財布からコインを出す。

財布を患手で持ち、空中に支え（テーブル面上ではなく）、健手でコインを出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。

ウ 傘を差す。

開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく座位のままでよい。肩に担いではいけない。

エ 健側のつめを切る。

大きめのつめ切り（約10センチメートル）で特別の細工のないものを患手で持つて行う。

オ 健側のそで口のボタンを留める。

のりの効いていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンを掛ける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。